

砂利等採取許可について

- 1 許可の基本方針
土地の掘削等により治水上又は利水上支障を生じないこと。
- 2 掘削等の許可をしてはならない場所
土地の掘削等の場所が、次のいずれも該当しないこと。
 - ① 当該土地の掘削等により河川管理施設又は許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 - ② 当該土地の掘削等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該土地の掘削等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。
- 3 土地の掘削等の方法等
土地の掘削等の方法等は、原則として次の①から④に適合すること。
 - ① 砂利等の採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。
 - ② 土地の掘削等の深さが、掘削等の許可をする際の河床から2メートル以内のものであること。
 - ③ 河川区域内の土地又は堤外の河川保全区域内の土地において砂利等の選別、破碎又は堆積（一時的なものを除く。）を行なわないものであること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該土地の掘削等により河川管理上支障を生じないものであること。
- 4 掘削等の許可をする場合は、少なくとも次の①から⑤に掲げる事項を内容とする条件を付す。
 - ① 土地の掘削等の期間中、見やすい場所に河川管理者の定める標識を設置すること。
 - ② 運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
 - ③ 土地の掘削等の跡地は、河川管理上支障のないように整地しておくこと。
 - ④ 土地の掘削等に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 土地の掘削等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。
- 5 採取の許可の相手方等
申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 砂利等の採取に関する事業を施行するために必要な能力及び信用を有しないもの。
 - ② 採取の許可の申請前二年以内に砂利等の採取に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- 6 採取の許可の期間
採取の許可の期間は、3月以内において、申請に係る河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正な期間とする。